

和泉総第1631号
平成27年11月13日

和泉市情報公開審査会会長 様

和泉市長 辻 宏 康

和泉市情報公開条例の一部改正について（報告）

このことについて、行政不服審査法が全部改正されたことにより、審理員の適用除外、口頭意見陳述手続の整備、その他所要の規定の整備を行う必要があるため、条例を改正するものです。

情報公開に関する審査請求については、従来どおり情報公開審査会に諮問することとし、行政不服審査会の適用除外規定を設けています。

つきましては、条例の内容について、貴審査会へ報告いたします。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の概要

1 行政不服審査法の概要

平成 26 年 6 月に行政不服審査法が全部改正され、処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大が図られた。

2 行政不服審査法的主要改正点

○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・処分に関与しない職員を審理員として置き、審理員が審査請求人と処分庁の両者の主張を公平に審理する。
- ・有識者から成る第三者機関（行政不服審査会）を設置し、第三者機関が処分庁、審理員、審査庁の判断をチェックする。

○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・「異議申立て」手続を廃止し、処分庁でなく、処分に関係していない部署が審査する。

○審査請求をすることができる期間を 60 日以内から 3 か月以内に延長

3 条例制定の趣旨

法施行にあわせて、関係する 8 つの条例の改正を行う。

- ①和泉市行政手続条例
- ②和泉市情報公開条例
- ③和泉市個人情報保護条例
- ④和泉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ⑤和泉市職員の給与に関する条例
- ⑥和泉市手数料条例
- ⑦和泉市固定資産評価審査委員会条例
- ⑧和泉市消防団員等公務災害補償条例

○文言等の整備（各条例）

- ・「異議申立て」「不服申立て」→「審査請求」
- ・「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」→「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」
- ・条項ずれの改正

○規定の整備（②和泉市情報公開条例、③和泉市個人情報保護条例）

- ・審理員の適用除外規定（法第 9 条第 1 項関係）

情報公開の決定、個人情報開示等の決定に係る審査請求について、審理員による審理を不要とする。

- ・口頭意見陳述手続の整備（法第31条関係）

情報公開審査会・個人情報保護審査会が行う意見陳述手続について、審理員による口頭意見陳述手続と同様とする。

- ・審査会機能の明確化（個人情報保護条例第34条関係）

個人情報保護審査会の権限、機能等について、情報公開審査会と同様に詳細に規定する。

○手数料の設定（⑥和泉市手数料条例）

- ・審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の途中で、審査請求人等から関係書類の交付申請があった場合は、手数料を徴収して書類を交付する（法第38条第1項、第78条第1項関係）
- ・手数料額は「実費の範囲内において規則で定める額」とする。

4 施行日 平成28年4月1日（行政不服審査法の施行日と同日）

行政不服審査法関連 3 法の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

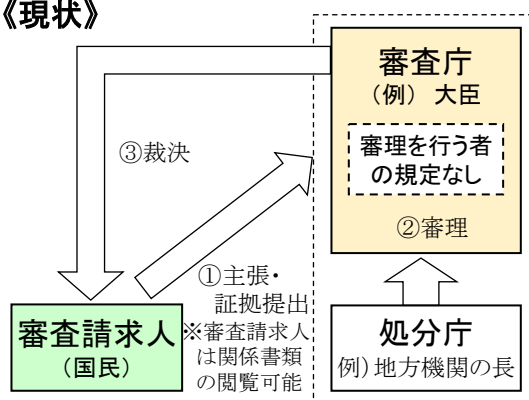
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

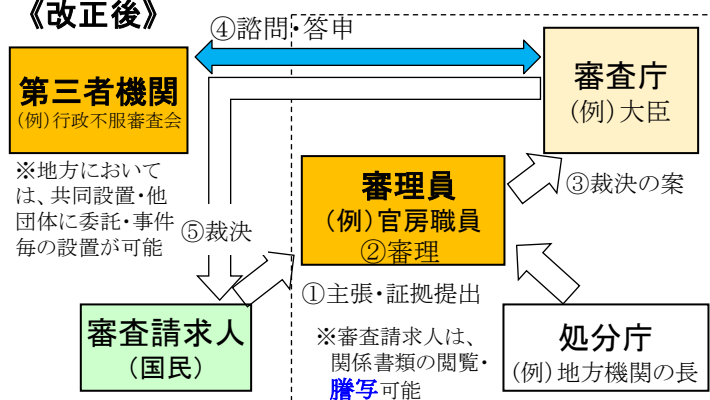
○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

《現状》



《改正後》



○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上
- ※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

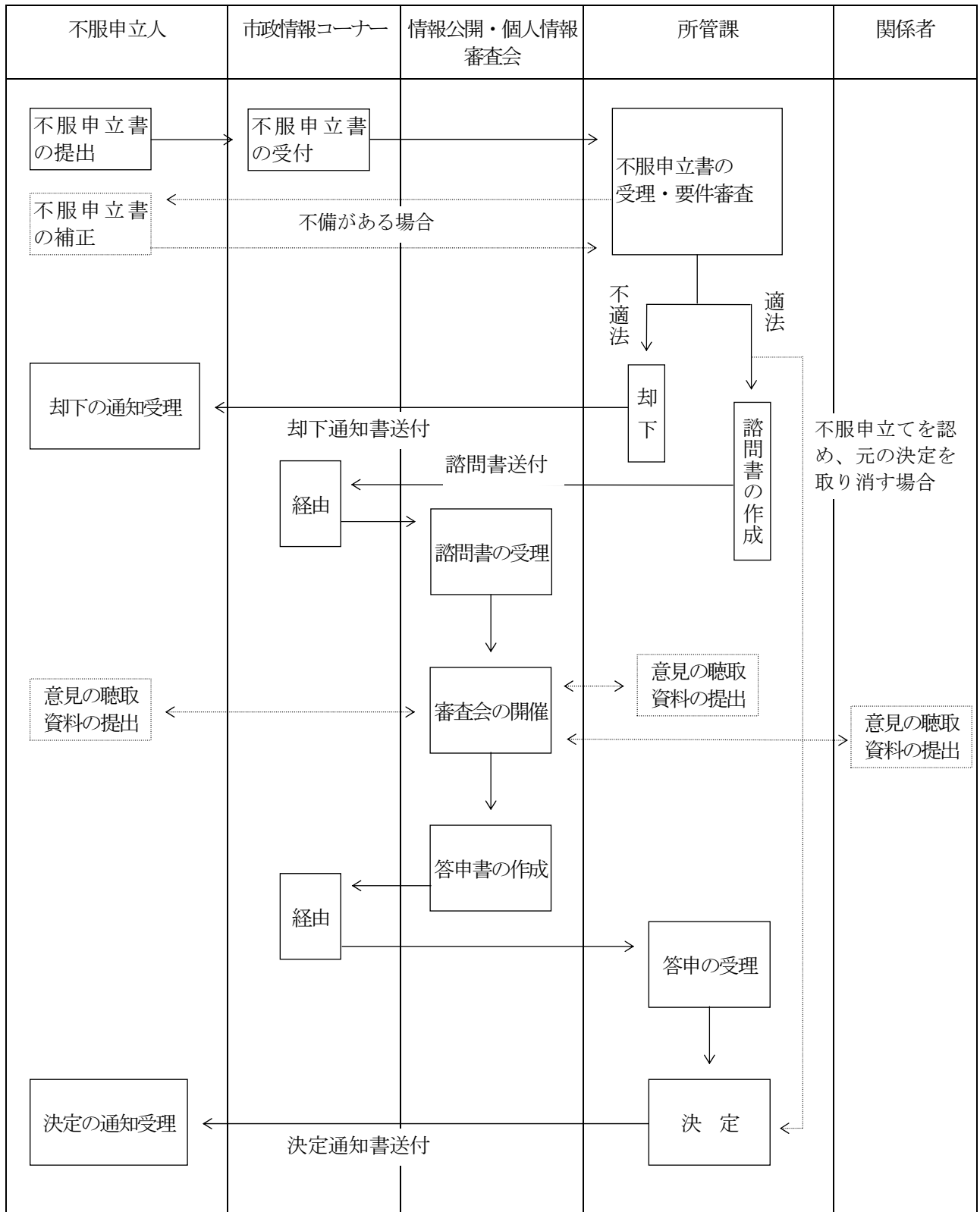
- ・ 不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の廃止・縮小 など

行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
- ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など

[現在の不服申立ての事務の流れ]



次第2 資料

和泉市情報公開条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
目次 第1章、第2章 略 第3章 <u>審査請求等</u>（第13条—第21条） 第4章 略 附則 第3章 <u>審査請求等</u> <u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）</u> 第13条 第9条第1項の決定又は情報の公開の請求に係る不作為に関する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定に基づき、同項の規定は、適用しない。 <u>（審査会への諮問等）</u> 第13条の2 実施機関は、第9条第1項の決定又は情報の請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、和泉市情報公開審査会（次条第1項を除き、以下「審査会」という。）	目次 第1章、第2章 略 第3章 <u>不服申立て等</u>（第13条—第21条） 第4章 略 附則 第3章 <u>不服申立て等</u> <u>（救済手続）</u> 第13条 実施機関は、第9条第1項の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、和泉市情報公開審査会（次条第1項を除き、以下「審査

新	旧
に諮問しなければならない。 (1) <u>審査請求</u>が明らかに不適法であり、却下するとき。 (2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（第9条第5項の規定により第三者の意見を聴いた場合で、当該公文書の公開について第三者から反対の意見が提出されているときを除く。）。</u> 2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、<u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）並びに請求者及び反対の意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u> （審査会の調査権限） 第15条 略 2、3 略 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意</u>	会」という。）に諮問しなければならない。 (1) <u>不服申立て</u>が明らかに不適法であり、却下するとき。 (2) <u>決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、第9条第5項の規定により第三者の意見を聴いた場合で、当該公開決定等について第三者から反対の意見が提出されているときを除く。</u> 2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、<u>不服申立人及び参加人並びに請求者及び反対の意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u> （審査会の調査権限） 第15条 略 2、3 略 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意</u>

新	旧
見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を<u>陳述</u>させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。 (意見の陳述) 第16条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとき及び当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。 2 <u>前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するとき</u>は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等(行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。)を招集してさせるものとする。 3 第1項本文の場合において、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者の<u>する陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u> 5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許	見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を<u>陳述</u>させ又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。 (意見の陳述) 第16条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと<u>認めるときは</u>、この限りでない。 2 前項本文の場合において、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

新	旧
<u>可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。</u> (意見書等の提出) 第17条 <u>審査請求人</u>等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (委員による調査手続) 第18条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第15条第1項前段の規定により提示させた公文書を閲覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第16条第1項本文の規定による<u>審査請求人</u>等の意見の陳述を聴かせることができる。 (提出資料の閲覧等) 第19条 <u>審査請求人</u>等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧又は写しの交付を拒むことができない。 (調査審議手続の非公開)	(意見書等の提出) 第17条 <u>不服申立人</u>等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (委員による調査手続) 第18条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第15条第1項前段の規定により提示させた公文書を閲覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第16条第1項本文の規定による<u>不服申立人</u>等の意見の陳述を聴かせることができる。 (提出資料の閲覧等) 第19条 <u>不服申立人</u>等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧又は写しの交付を拒むことができない。 (調査審議手続の非公開)

新	旧
第20条 審査会の行う<u>審査請求</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。 (答申等) 第21条 略 2 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。 3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。	第20条 審査会の行う<u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。 (答申等) 第21条 略 2 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに<u>決定又は裁決</u>を行わなければならない。 3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。